	種	 類 等	アルコール分等	1 kl 当 た り 税 金
清		酒	15度以上16度未満 16度以上 8 度以上15度未満 8 度未満	140,500円 15度を超える1度ごとに9,370円加算 15度を下る1度ごとに9,370円減算 74,910円
合	成	清酒	15度以上16度未満 16度以上 8度以上15度未満 8度未満	79,300円 15度を超える1度ごとに5,290円加算 15度を下る1度ごとに5,290円減算 42,270円
しょう	しょ 甲	こうちゅう 類	25度以上26度未満 26度以上 21度以上25度未満 21度未満	248,100円 25度を超える1度ごとに9,924円加算 25度を下る1度ごとに9,924円減算 198,480円
うちゅう	しょ 乙	こうちゅう 類	25度以上26度未満 26度以上 21度以上25度未満 21度未満	248,100円 25度を超える1度ごとに9,924円加算 25度を下る1度ごとに9,924円減算 198,480円
7.		キス分が 度以上の )	13.5度以上14.5度未満 14.5度以上 8度以上13.5度未満 8度未満	21,600円 13.5度を超える1度ごとに1,600円加算 13.5度を下る1度ごとに1,600円減算 12,000円
みりん	エキス分が	アルコール分が 23度未満かつ エキス分が8度 以上のもの	13.5度以上14.5度未満 14.5度以上23度未満 8度以上13.5度未満 8度未満	21,600円 13.5度を超える1度ごとに1,600円加算 13.5度を下る1度ごとに1,600円減算 12,000円
	が16度未満	その他の もの	25度以上26度未満 26度以上 8度以上25度未満 8度未満	248,100円 25度を超える1度ごとに9,924円加算 25度を下る1度ごとに9,924円減算 79,392円
ビ		ー ル		222,000円
果宝	果	実 酒		56,500円
実 酒 類	甘味果実酒		13度未満 13度以上	98,600円 12度を超える1度ごとに8,220円加算
ウイスキー類		、キ - 類	40度以上41度未満 41度以上 38度以上40度未満 38度未満	409,000円 40度を超える1度ごとに10,225円加算 40度を下る1度ごとに10,225円減算 378,325円
ス	スピリッツ類		38度未満 38度以上	367,188円 37度を超える1度ごとに9,924円加算
IJ	リキュール類		13度未満 13度以上	119,088円 12度を超える1度ごとに9,924円加算

種類等			アルコール分等					$k\ell$	当	た	IJ	税	金		
		発 泡 酒		麦芽の使用割合50%以上 麦芽の使用割合25%以上50%未満 その他のもの					222,000円 152,700円 105,000円						
	粉末				320	320,500円									
雑	そ	性状がみり		キス分が 度以上の D	13.5度以上14.5度未満 14.5度以上 8度以上13.5度未満 8度未満	13.5 13.5		を超え を下る					)円加算  減算		
酒	の他の	んに類似するもの	んに類似	んに類似	エキス分が	アルコール分が 23度未満かつ エキス分が8度 以上のもの	13.5度以上14.5度未満 14.5度以上23度未満 8度以上13.5度未満 8度未満	13.5 13.5		を超え を下る					)円加算  減算
旧	雑酒		が16度未満	その他の もの	25度以上26度未満 26度以上 8 度以上25度未満 8 度未満	25度	をた	望える 下る 1					加算		
		その他のもの			13度未満 13度以上		600P を走		51度	ごと	に8,:	220円	加算		

(注) 但し、次の表に掲げる酒類で、アルコール分が13度未満(リキュール類は12度未満)のものに対する 1  $k\ell$ 当たりの税率は、同表の区分に従い、次の算式により計算した金額である。

酒	類	基準	基準税率
種類	品目	アルコール分	<b>奉 华 杭 华</b>
しょうちゅう		25度	248,100円
果 実 酒	果実酒甘味果実酒	12 12	56,500 98,600
ウイスキー類		40	409,000
スピリッツ類	スピリッツ	37	367,188
リキュール類		12	119,088
雑 酒	そ の 他 の 雑 酒 (その他のもの)	12	98,600

印を付した果実酒類及び雑酒(その他の雑酒(その他のもの))は発泡性を有するものに限る。

(算式)

・ 当該酒類に 当該酒類の基準税率 対する税率 = 一

当該酒類のアルコール分の度数 - ×(8度未満の場合には8度)

当該酒類の基準アルコール分

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

種類等	区分	容量	アルコール 分	代表的な 小売価格 ①	酒税額 ②	消費税額	酒税額 負担率 ②+3/①+3
清酒	<b>達</b> 滿		%	円	円	円	%
(旧1級クラ	ス)	1,800	15.0	1,835	252.90	91.75	17.9
1 12+25	甲類	1,800	25.0	1,370	446.58	68.50	35.8
しょうちゅう	乙類	1,800	25.0	1,564	446.58	78.20	32.0
ビール		633	5.0	321	140.52	16.05	46.5
ウイスキー	_	700	40.0	1,510	286.30	286.30 75.50	
発泡酒		350	5.5	145	36.75	7.25	28.9

- (注) 1 「代表的な小売価格」は、平成12年10月現在のメーカー希望小売価格(消費税抜き)を掲げた。
  - 2 ビールの「代表的な小売価格」は、容器保証金(5円)込みの価格である。

## 付表2 酒税等の負担率の推移

(単位:%)

年度 種類等	昭 25	35	45	55	平元	2	4	6	8	9	10~ (現行)
清酒(旧1級クラス) (1.8 L)	77.1	58.5	35.3	24.1	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	17.9
しょうちゅう甲類(25度) (1.8 L)	69.7	37.0	19.9	10.9	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	31.7	35.8
ビール (大ビン)	77.4	56.1	47.9	42.5	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.5
ウイスキー	64.0	52.7	46.2	47.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	27.6	22.8

- (注) 1 平成元年度以降の酒税負担率は、消費税を含む。
  - 2 ウイスキーについては、平成6年度まではアルコール分「43度」、8年度以降については「40度」で、酒税等の負担率を計算した。